2019-06-25：西東京市：令和元年第２回定例会〔資料〕

47：陳情第12号

陳情第12号　西東京市マスコットキャラクター「いこいーな」の政治活動等への使用を反省し、陳謝することを求める陳情（令和元年５月28日受理）
（議会運営委員会付託）

提　出　者　西東京市芝久保町■■■■■　■■■■■■■■■■■■
■■■■■■

陳情事項

日本共産党西東京市議団に対して、会派代表者による「公開の議場における陳謝」を求めます。

趣旨（理由）

平成30年第３回定例会において、西東京市マスコットキャラクター「いこいーな」等の使用に関する決議が採択されました。西東京市マスコットキャラクター「いこいーな」の商標使用に関する要綱第４の（8）では、いこいーなを政治活動、宗教的活動に使用できないことを定めています。ブログやソーシャル・ネットワーキング・サービス上で「日記」として活動報告するものとは異なり、日本共産党西東京市議団は平成30年12月23日執行の西東京市議会議員選挙において、政治活動及び選挙活動にいこいーなを利用したポスターを掲出し、ビラを配布しました。日本共産党西東京市議団は、著作権法第13条及び第30条により、不可分一体の行政文書を引用したものであり、問題はない。問題があるとすれば行政文書にいこいーなを用いた西東京市当局であると答えています。しかし、日本共産党西東京市議団が当初用いたポスターでは、平成26年度版「西東京市第４次行財政改革大綱アクションプラン」のレイアウトを変更し、いこいーなを拡大し表示しているという事実があります。デザインを変更した表紙はもはや不可分一体ではなく、引用の範疇を超えたものと指摘せざるを得ません。

本陳情は、西東京市のマスコットキャラクターである「いこいーな」を政治活動及び選挙活動に使用した日本共産党西東京市議団に反省を求めるため、公開の議場における陳謝を求めるものであります。

西東京市 © Nishitokyo City 2001-2019 All rights reserved.